（意匠法施行令の一部改正）

第三条　意匠法施行令（昭和三十五年政令第十八号）の一部を次のように改正する。

本則を第二条とし、同条に見出しとして「（特許法施行令の準用）」を付し、同条の前に次の一条を加える。

（登録料）

第一条　意匠法第四十二条第一項の政令で定める額は、次の各号に掲げる各年の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　第一年から第三年まで　八千五百円

二　第四年から第二十五年まで　一万六千九百円

（商標法施行令の一部改正）

第四条　商標法施行令（昭和三十五年政令第十九号）の一部を次のように改正する。

第四条を第七条とし、第三条の次に次の見出し及び三条を加える。

（登録料）

第四条　商標法第四十条第一項の政令で定める額は、三万二千九百円とする。

２　商標法第四十条第二項の政令で定める額は、四万三千六百円とする。

第五条　商標法第四十一条の二第一項の政令で定める額は、一万七千二百円とする。

２　商標法第四十一条の二第七項の政令で定める額は、二万二千八百円とする。

第六条　商標法第六十五条の七第一項の政令で定める額は、三万二千九百円とする。

２　商標法第六十五条の七第二項の政令で定める額は、三万七千五百円とする。

（特許法等関係手数料令の一部改正）

第五条　特許法等関係手数料令（昭和三十五年政令第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条の三を第二条の四とし、第二条の二の次に次の一条を加える。

（国際意匠登録出願の個別指定手数料）

第二条の三　意匠法第六十条の二十一第一項の政令で定める額は、七万四千六百円とする。

２　意匠法第六十条の二十一第二項の政令で定める額は、八万四千五百円とする。

第三条の次に次の一条を加える。

（国際登録に基づく商標権の個別手数料）

第三条の二　商標法第六十八条の三十第一項第一号の六千円を超えない範囲内で政令で定める額は二千七百円とし、同号の一万五千円を超えない範囲内で政令で定める額は八千六百円とする。

２　商標法第六十八条の三十第一項第二号の政令で定める額は、三万二千九百円とする。

３　商標法第六十八条の三十第五項の政令で定める額は、四万三千六百円とする。

（特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行令の一部改正）

第六条　特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行令（昭和五十三年政令第二百九十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号イ中「八万円」を「十六万円」に改め、同号ロ中「十六万六千円」を「十八万六千円」に改め、同項第二号中「一万円」を「一万七千円」に改め、同項第三号イ中「二万六千円」を「三万四千円」に改め、同号ロ中「五万八千円」を「六万九千円」に改め、同条第六項第一号中「六万円」を「十万五千円」に改め、同項第二号中「十二万六千円」を「十六万八千円」に改め、同条第七項第一号中「一万五千円」を「二万八千円」に改め、同項第二号中「三万四千円」を「四万五千円」に改める。

（組合等登記令の一部改正）

第七条　組合等登記令（昭和三十九年政令第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第二項中「特許業務法人又は弁護士法人」を「弁護士法人又は弁理士法人」に改める。

別表中特許業務法人の項を削り、弁護士法人の項の次に次のように加える。

弁理士法人	弁理士法（平成十二年法律第四十九号）	社員（弁理士法人を代表すべき社員を除く。）の氏名及び住所 合併の公告の方法についての定めがあるときは、その定め 電子公告を合併の公告の方法とする旨の定めがあるときは、電子公告関係事項

（住民基本台帳法施行令等の一部改正）

第八条　次に掲げる政令の規定中「特許業務法人」を「弁理士法人」に改める。

一　住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第十五条の二第六号

二　特定商取引に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百九十五号）別表第二第四十一号

三　弁理士法施行令（平成十二年政令第三百八十四号）第七条の見出し及び第八条の見出し

四　資産の流動化に関する法律施行令（平成十二年政令第四百七十九号）第十五条第三項第三号

五　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令（平成十五年政令第四百八号）第十一条の表日本弁理士会の項

六　信託業法施行令（平成十六年政令第四百二十七号）第十五条の五第五号

七　有限責任事業組合契約に関する法律施行令（平成十七年政令第二百六十九号）第一条第九号

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、特許法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

（特許料に関する経過措置）

第二条　この政令の施行の日（以下「施行日」という。）前に既に納付した特許料又は施行日前に納付すべきであった特許料（施行日前に改正法第一条の規定による改正前の特許法第百九条の規定によりその納付が猶予されたものを含む。）については、なお従前の例による。

（商標登録料に関する経過措置）

第三条　施行日前に既に納付した登録料（改正法第四条による改正前の商標法（以下この条において「旧商標法」という。）第四十条第一項及び第二項並びに第六十五条の七第一項及び第二項の登録料をいう。以下この条において同じ。）若しくは個別手数料（旧商標法第六十八条の三十第一項に規定する個別手数料をいう。以下この条において同じ。）又は施行日前に納付すべきであった登録料（旧商標法第四十一条の二第一項前段及び第七項前段の規定により登録料を分割して納付する場合の当該登録料を含む。）若しくは個別手数料については、なお従前の例による。

（特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第四条　第六条の規定による改正後の特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行令（以下この条において「新国際出願法施行令」という。）第二条第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び同条第六項の規定は、施行日以後にする国際出願について適用し、施行日前にした国際出願については、なお従前の例による。

２　新国際出願法施行令第二条第二項（第三号に係る部分に限る。）の規定は、国際予備審査の請求につき、施行日以後に特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律第十八条第二項（同項の表三の項に掲げる部分に限る。）の規定により納付すべき手数料（次項において「手数料」という。）を納付する者について適用する。